

# 令和4年度第4回医療的ケア児等支援協議会

「緊急時の短期入所サービスの利用に係る支援の検討について」

(内容)

1. 短期入所サービスとは
2. 調査から見える課題
3. 市内施設の状況について
4. 本市の課題
5. 静岡県・他県の取組

(検討事項)

- 市内の施設の状況から見える現状の共有
- 緊急時の短期入所サービスの本市の課題と具体的な支援方法

# 1. 短期入所サービスとは

## 報酬の区分

令和4年12月1日時点 51箇所

**福祉型**  
市内施設数：36箇所

- ・障害者支援施設
- ・児童福祉施設  
(児福法第7条1項に規定)

**福祉強化型**  
市内施設数：11箇所

常時看護職員を配置した福祉型短期入所サービス事業所

**医療型**  
市内施設数：4箇所

- ・病院
- ・診療所
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院

## ショートステイの事業形態

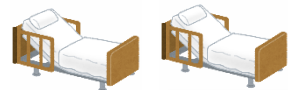
### 単独型

設置した施設で入所入院の他の事業を運営していない

### 併設型

入所入院の他の事業を運営しており、短期入所サービス用の居室の設定あり

短期入所用



入所・入院用



### 空床利用型

入所入院の他の事業を運営しており、短期入所サービス用の居室の設定なし

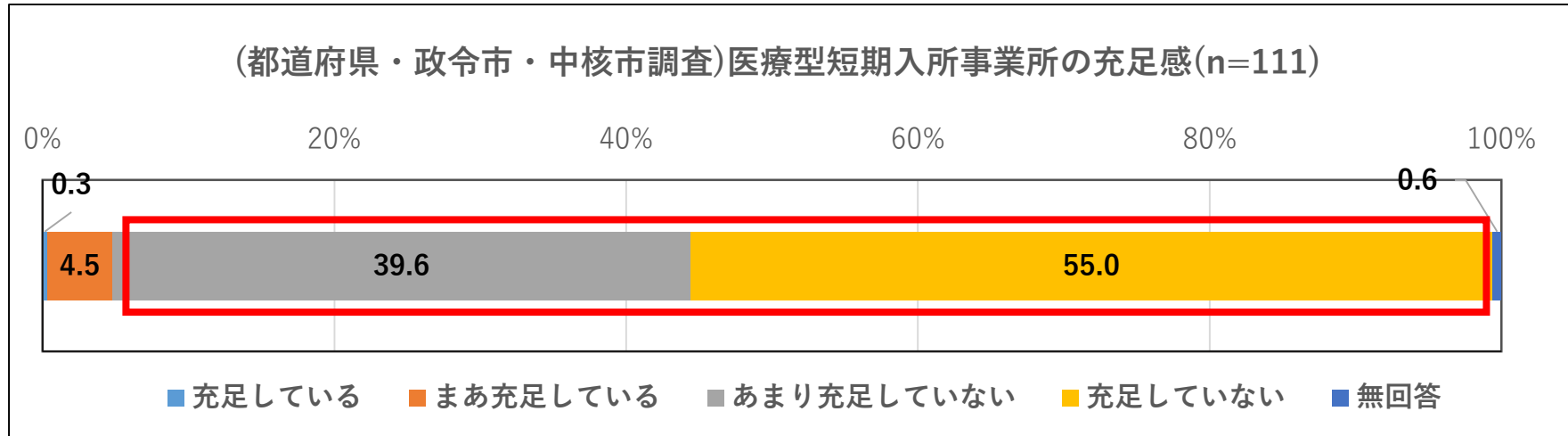


空床を短期入所で利用



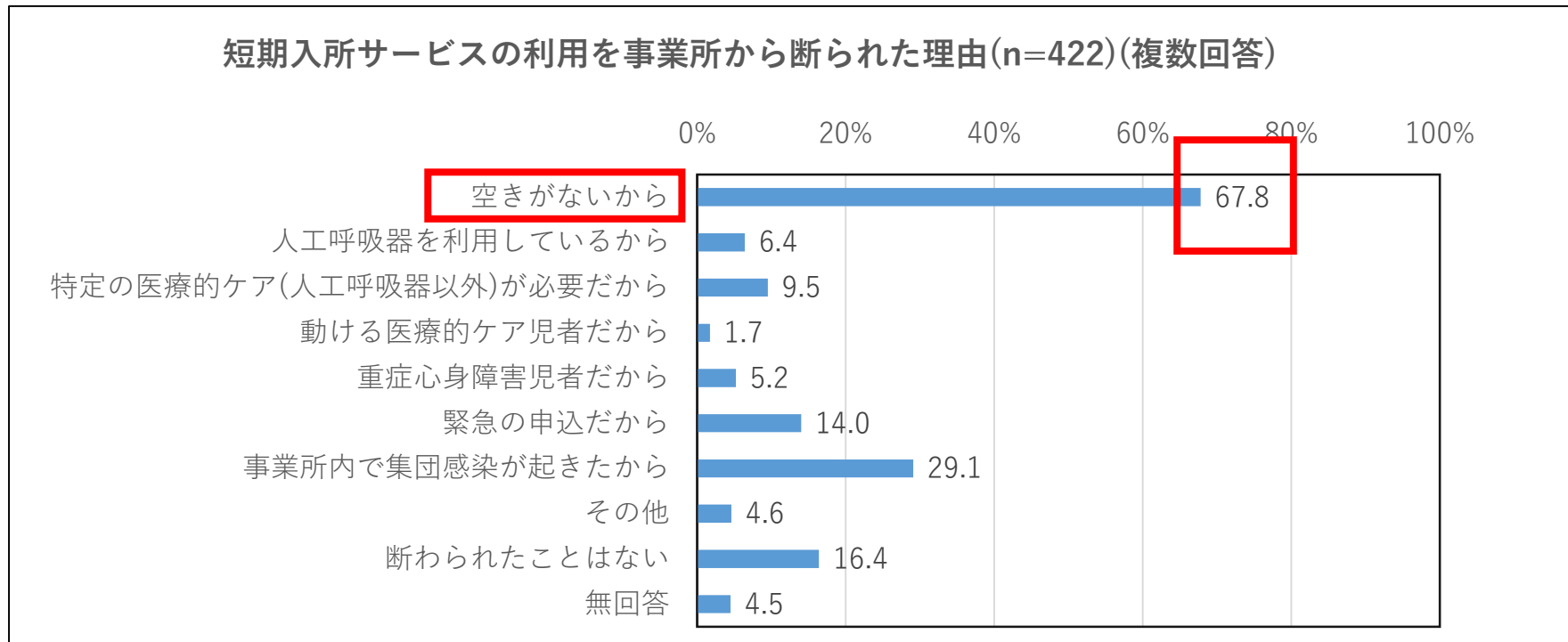
## 2. 調査から見える課題

医療型短期入所に関する実態調（令和2年3月）



充足感  
「あまり満足していない」  
「満足していない」が9割

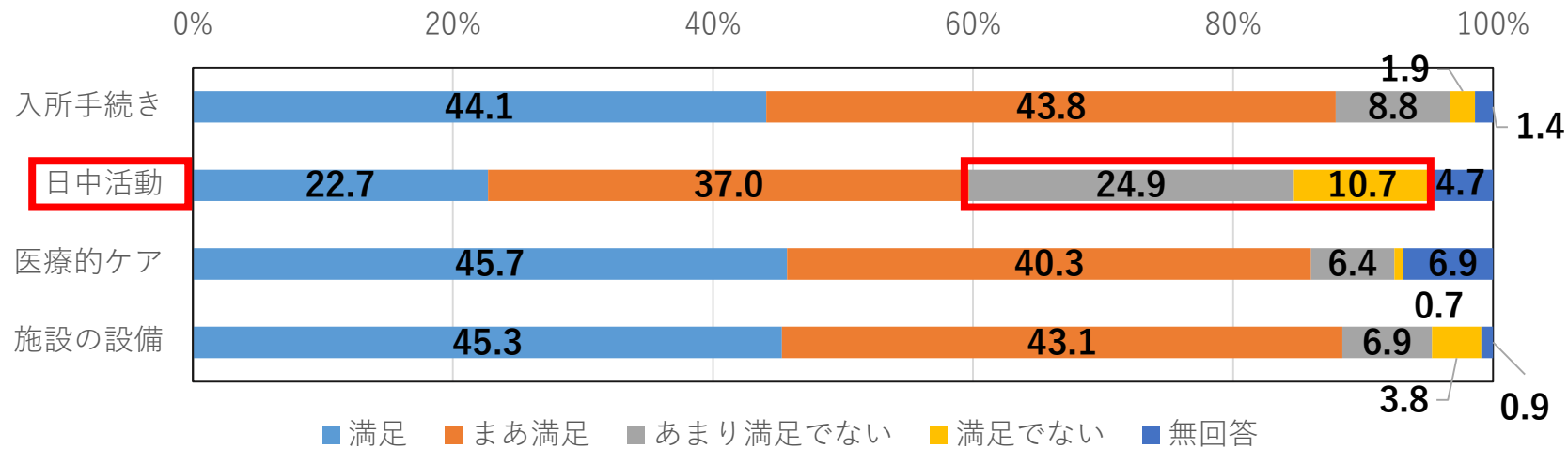
断られた理由  
「空きがない」が7割



本市の実態調査 (R2)  
利用にあたって困っていること  
「希望したときに利用できない」が6割  
「預け先が少ない」が4割

短期入所の不足  
整備の必要性あり

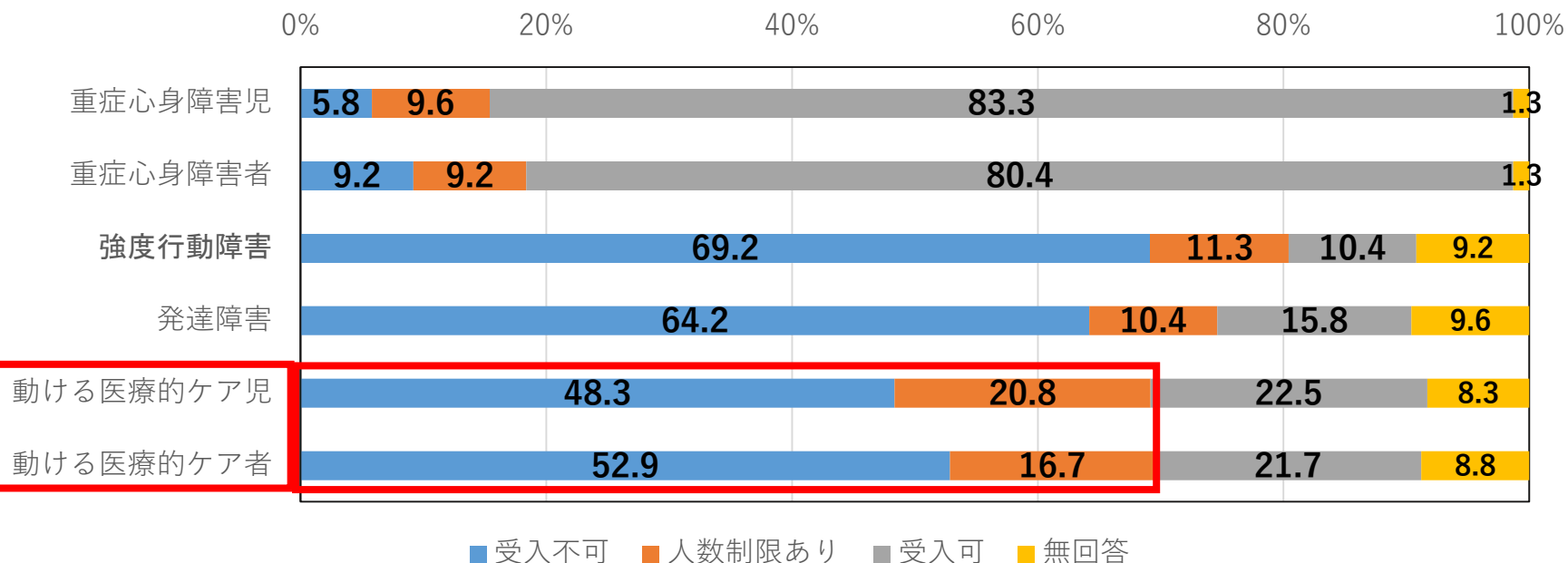
(利用者調査)この事業所の短期入所サービスに対する満足度(n=422)



短期入所サービス満足度  
「日中活動があまり満足できない」「満足でない」が4割

サービス提供の体制、環境、が  
利用者のニーズに基づいた質の  
向上が必要

(事業所調査)利用者の障害特性による受入状況(n=240)



動ける医ケア児者の受入状況  
「受入不可」「人数制限あり」が  
7割

常時見守りが必要な利用者の  
受入に消極的

市内施設の状況把握が必要

### 3. 市内施設の状況

施設名	事業形態	対象者等（令和5年1月末時点）
つばさ静岡	併設 (10床)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腹膜透析、感染症、IVH管理、呼吸・循環が不安定以外の方が対象</li> <li>・長期の予約がとれないため他事業所との併用を推奨</li> <li>・短期入所サービス利用中に急変した場合は治療困難のため自宅へ帰ってもらう・または病院搬送</li> </ul>
静岡済生会療育センター令和	空床利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動く医ケア以外の方が対象</li> <li>・入所児と別の部屋はあるが医ケア対応の設備がなく、その部屋に配置する人員もいない</li> <li>・酸素投与や吸引のできる部屋は満床</li> </ul>
静岡県立こども病院	併設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気管切開＋呼吸器の重度の子が対象</li> </ul>
静岡てんかん・神経医療センター	空床利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重度の知的障がいと肢体不自由が重複している状態の方が対象（障害支援区分「5」～「6」）</li> <li>・動く医ケアは要相談</li> <li>※診療とお試し利用後に短期入所サービスを契約する（主治医がセンターでない場合は紹介状が必要）</li> <li>・空き状況によるが、支給決定されていれば長期利用も可能</li> <li>・利用者は利用前に毎回抗原検査を実施している</li> <li>・てんかん病棟と重症心身障害病棟で受入れている（病棟の空き状況により短期入所サービスのベッドを割り振るため利用する病棟は選択不可）</li> <li>・人口呼吸器の受入可能だが、対応可能なメーカーを限定している（事前に要相談）</li> <li>・緊急の受入は利用登録をしている利用者であれば受入れ可能</li> </ul>

## 4. 本市の課題

・緊急時の短期入所サービスの課題について

【対象者】

【緊急時とはいつを指すか】

・市内施設に聞き取りした課題

【対象】

主治医が明確でない・成人・動ける医ケア

【課題】

○平時から計画的に短期入所サービスを利用していない

○緊急時の当日と次の日がなんとかできたらいい

## 5. 静岡県・他県の取組

	内容
静岡県	・保育士等の派遣（R4～新規） ・差額助成（入院診療単価と医療型短期入所に係る報酬との差額） ・医療機関等への働きかけ
兵庫県	医療的ケア児等医療提供体制確保事業 輪番制で県内の圏域に各1床の空床を確保する ※予約制（緊急時利用不可）
神奈川県	医療型短期入所事業所開設支援（地域生活支援事業）